

必要書類等一覧表（故人の住所地の役場での手続きの際）

●水巻町役場へ来庁の際は、まず**住民課住民係（1階7番窓口）**へお越し下さい。

	手続き内容	該当者	必要なもの
住民課 住民係 (1階7番窓口)	印鑑登録カードの返還	印鑑登録をしていた方	印鑑登録カード
	住民基本台帳カードの返還	住民基本台帳カードをもっていた方	住民基本台帳カード
	マイナンバーカード（顔写真あり）の返還	マイナンバーカード（顔写真あり）をもっていた方	マイナンバーカード（顔写真あり）
住民課 保険年金係 (1階8番窓口)	保険証の返還	国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方	国民健康保険証または後期高齢者医療保険証
	葬祭費の申請		・喪主の名前記載の領収書または会葬礼状など ・喪主の通帳またはキャッシュカード ・喪主の印鑑
	国民年金の手続	国民年金加入者または受給者	担当窓口にお問い合わせください。
	医療証（子ども、ひとり親、重度障害）の返還	医療証（子ども、ひとり親、重度障害）を持っていた方	医療証（子ども、ひとり親、重度障害）
福祉課 障がい支援係 (1階9番窓口)	障がい者手帳（身体、療育、精神）の返還	障がい者手帳（身体、療育、精神）を持っていた方	障がい者手帳（身体、療育、精神）
	福祉タクシーチケットの返還	福祉タクシーチケットの交付を受けていた方	福祉タクシーチケット

●両面ご確認ください。

福祉課 高齢者支援係 (1階10番窓口)	介護保険証の返還	65歳以上の方	介護保険証
	高齢者タクシー利用券の返還	高齢者タクシー利用券を持っていた方	高齢者タクシー利用券
地域づくり課 生活支援係 (1階12番窓口)	受給カード等の返還	生活保護を受給していた方	・受給カード ・診療依頼書
子育て支援課 子育て支援係 (1階14番窓口)	保育料等の変更手続き	保育所、認定こども園、幼稚園を利用していた方	担当窓口にお問い合わせください。
	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者の変更または消滅届の提出、未払い分の請求	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給していた方	
	児童扶養手当の請求手続き	父親または母親の死亡によりひとり親世帯になった方	
税務課 納税係 (1階4番窓口)	口座変更の手続き	各種税目の納税義務者の方	・通帳またはキャッシュカード ・口座登録印鑑
税務課 固定資産税係 (1階3番窓口)	相続人代表者の指定	固定資産税を納税していた方	故人に代わって固定資産税を納める方の印鑑
税務課 住民税係 (1階2番窓口)	相続人代表者の指定	住民税を納税していた方	故人に代わって住民税を納める方の印鑑

※他にも手続きが必要な場合があります

水巻町役場
〒807-8501
福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号
TEL093-201-4321
FAX093-201-4423

●両面ご確認ください。